

八千代市低入札価格調査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項による契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格申込者」という。）又は第167条の10の2第2項の規定による価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者（以下「落札者となるべき者」という。）を直ちに落札者とし不在の場合の手續に關し、八千代市財務規則（平成8年規則第15号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 調査基準価格を設ける対象となる契約は、原則として予定価格が150,000,000円以上の建設工事のうち、八千代市競争入札等業者選定審査会において決定した契約とする。

2 前項の金額にかかわらず、施行令第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札については、この要領を適用するものとする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計（1円未満は切上げ）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 市長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、契約ごとに1

0分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(失格判定基準価格)

第4条 極端な安価による受注により品質の確保ができない蓋然性が高いとされる価格を下回る場合に失格とする基準となる価格(以下「失格判定基準価格」という。)は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計(1円未満は切上げ)に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2 失格判定基準価格を設ける対象となる契約は、調査基準価格を設けた契約とする。

3 申込みをした者の価格が失格判定基準価格に満たない場合は、当該申込みをした者を失格とする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第5条 第2条の規定により、調査基準価格を設けた契約に係る入札において、調査基準価格を下回る価格での入札があった場合は、低入札価格調査を適正に行うため、低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長は財務部長、副委員長は財務部次長、委員は工事担当課長、事業担当課長及び工事検査室長とする。

6 調査の事案に応じ、委員長が必要であると認めるときは委員長の指名により臨時委員を置くことができる。

7 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

8 調査委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(入札の執行)

第6条 契約担当課長は、調査基準価格に満たない価格で申込みが行われたときは、落札の決定を保留する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 契約担当課長は、前条の規定により落札者を保留したときは、落札保留報告書(第1号様式)により委員長に報告するとともに、施行令第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格申込者」という。)又は施行令第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者(以下「落札者となるべき者」という。)の当該申込みに係る価格が失格判定基準価格以上で、調査基準価格に満たないときは、その入札価格によっては、契約の内容に適合した履行の確保ができるか否かについて、当該工事担当課長とともに、次の各号に掲げる事項について最低価格申込者又は落札者となるべき者からの低入札価格調査項目に対する回答書(第2号様式)の徴取及び事情聴取、関係機関への照会を行い、低入札価格調査書(第3号様式)を作成するものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 入札対象工事の場所と入札者の事業所、倉庫等の関係
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材搬入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営状況
- (11) その他委員長が必要と認める事項

2 前項の調査に協力しない最低価格申込者又は落札者となるべき者の入札は無効とする。

(調査の実施)

第8条 契約担当課長及び当該工事担当課長は、前条の調査を終了したときは、低入札価格調査項目に対する回答書（第2号様式）、低入札価格調査書（第3号様式）に関係書類を添付して調査委員会に付議しなければならない。

2 調査委員会は調査の結果を低入札価格調査結果報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

3 調査委員会は調査の結果、当該調査対象者では契約内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認めたときは、入札執行者は、最低価格申込者の次に低い価格をもって入札した者又は落札者となるべき者の次に価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（次項において「次順位者」という。）を落札者と決定する。

4 前項の規定にかかわらず、次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札した者である場合は、前条、同条第1項及び第3項の規定を準用する。

5 調査委員会での調査の結果、当該入札価格によって契約内容に適合した履行がなされると認め落札者と決定したとき、又は前2項の規定により落札者を決定した場合は、入札執行者は、財務規則第134条第2項の規定により、落札者等に通知しなければならない。

（監督・検査体制の強化）

第9条 入札執行者は、最低価格申込者又は落札者となるべき者を落札者と決定した場合は、当該落札者の適正な履行の確保を図るため、当該事業担当課および工事担当課と十分協議し、施工等の監督・検査体制の強化に努めるものとする。

（結果の公表）

第10条 第8条の規定により落札者を決定した場合は、契約担当課長は調査対象となった工事の概要について、当該工事に係る契約の締結後速やかに、第5号様式により作成しなければならない。

2 契約担当課長は、調査基準価格を下回る価格で入札した者のうち、第7条の規定による調査を実施した場合は、低入札価格調査の概要を、当該工事に係る契約の締結後速やかに、第6号様式により作成しなければならない。

3 契約担当課長は、前各項の規定により概要を作成後、閲覧及びインターネットによる公表をするものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月30日以降に公告を行う建設工事であって、平成26年4月1日以降に引渡しを受けるものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以前に入札を行った契約は従前の例による。